労働審判法案(閣法第六四号)(衆議院送付)要旨

本 · 法 律 案 は、 社 会 経 済 情 勢 の 変 化 に 伴 ſί 個 々 の 労 働者と事 業主と の 間 に お け る労働 関 係 に 関 す る 民 事 紛

争 が 増 加 し て L١ ることに か h が み、 紛 争 の 実 情 に 即 L た 迅 速 適 正 か つ 実 効 的 な 解 決 を 义 る た め、 裁 判 官 及

び 労 働 関 係 に 関 す る 専 門 的 な 知 識 経 験 を 有 す る 者 で 組 織 する委 員 会が 行う労 働 審 判 の 制 度 を 設 け ようとす

も の で あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

一、労働審判手続の主体

裁 判 所 は、 裁 判 官 で あ る労 働 審 判 官 名、 労 働 関 係 に 関 する専門 的 な 知 識 経 験 を 有 する労働 審 判 員 二 名

で 組 織 す る労 働 審 判 委 員 会 で 労 働 審 判 手 続 を行う。

二、労働審判手続の進行及び迅速な審理

- 1 成 立 労 に 働 よる 審 判 解 手 決 続 は、 の 見 込 地 み 方 が 裁 あ 判 る 所 **場** に 合に お ١١ はこ て行うものとし、 れ を 試 ゕੑ そ 当 の 解 事 決に 者 の 至ら 申立てに な しし 場 ょ 合に <u>ו</u> は 事 労 件 働 を 審 審 判 理 を 行 調 停 の
- 2 労 働 審 判 手続は、 労 働 審判官が指揮 ŕ 特 別 の事情 が あ る場合を除き、 三回以 内 の 期 日 で 審理を終結

しなければならない。

三、労働審判

- 1 労 働 審 判 委 員 会は、 当 事 者 間 の 権 利 関 係及び労働 審 判 手 続 の経 過 を踏 まえて、 労 働 審 判
- 2 労 働 審 判 に 不 服 の あ る当事 者 は 審 判 書 の 送 達 又は 労 働 審 判 の 告知を受け た 日 か 5 _ 週 間 以 内 に 裁 判

所 に 異 議 の 申 立 てをすることができ、 適 法 な 異 議 の 申 立 て が あっ たと きは 労 働 審 判 は そ の 効 力 を失う。

- 3 適 法 な 異 議 の 申 立 て が な ١J ۲ きは、 労 働 審 判 は 裁 判 上 の 和 解 ۲ 同 の 効 力 を 有 す る
- 4 労 働 審 判 委 員 会 は 事 案 の 性 質 に 照 5 ŕ 労 働 審 判 手 続 を 行うことが 紛 争 の 迅 速 か つ 適 正 な 解 決 の た

め に 適 当で な い لح 認 め る とき は 労 働 審 判 事 件 を 終 了 t ることが で ŧ る

四、訴訟手続との連携

- 1 労 働 審 判 に 対 L 適 法 な 異 議 の 申 立 て が あっ たとき は 労 働 審 判 手 続 の 申 立 て に 係 る 請 求 に つ ١J て ば
- 労 働 審 判 手 続 の 申 立 て の 時 に 労 働 審 判 事 件 が 係 属 し て しし た 地 方 裁 判 所 に 訴 え の 提 起 が あっ た も の とみ

なす。

- 2 労 働 審 判 を行うことなく労働 審 判 事 件が終了し た 場 合に つ ١J て ŧ 1 ۲ 同 様とする。
- 3 1 及 び2の場合に お け る訴 え の 提 起 の 5手数料 に つい て は、 労働 審 判 手 続 の 申立てについ て 納めた手 <u>,</u>数

五、施行期日

この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。